

#### 未納税引取場所適格証明申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒類の未納税引取りするため税関長（沖縄地区税関長を含む。以下同じ。）の承認を受けるため、引取場所につき「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情がない」旨の税務署長の証明を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、引取場所の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 証明書の交付を受けた場合は、未納税引取承認申請書に添付の上、税関長に提出してください。
- 4 ※印欄は記載しないでください。